

マンション管理組合専用リフォームローン

2022年10月3日現在

1. 商品名	・マンション管理組合専用リフォームローン											
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のすべての要件を満たす「マンション管理組合法人」又は「法人格を有しないマンション管理組合」とさせていただきます。 ① 当金庫の会員資格を有すること。 ② 管理組合同規約において、管理組合の組合員、業務、役員、総会、理事会及び会計に関する定めがあること。 ③ 管理組合の理事長（代表理事）が当該マンションの区分所有者であること。 ④ 修繕積立金が、管理費や組合費と区分して経理され、適正に保管されていること。 ⑤ 借りに関する事項が総会決議で決定されており、それを証する議事録の提出ができること。 ⑥ 修繕積立金の滞納割合が5%以内であること。 <p style="margin-left: 20px;">なお、滞納割合の計算方法は、【1年間の未収額 / 1年間の徴収予定額】となります。</p>											
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分譲マンションの共用部分のリフォーム工事又は耐震性を高める工事費用 なお、具体例は次のとおりとなります。 ※屋根・外壁修繕工事、エレベータ設備工事、天井・床修繕工事、鉄部塗装工事、電気設備工事、給水設備工事、排水設備工事、ガス設備工事、消防設備工事、屋外設備工事、テレビ受信設備工事、バルコニー工事、駐車場設備工事、耐震免震設備工事など 											
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2億円以内 ただし、融資限度額は、次のいずれか低い金額以内で、毎月の返済元利金額が毎月の修繕積立金の80%以内といたします。 ① 工事費の80%以内 ② 150万円×住宅戸数 											
5. ご利用期間	・ 10年以内											
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全期間固定金利 なお、次のとおりご融資期間により、ご融資利率が異なります。 ① 3年以内 : 年1.90% ② 3年超5年以内 : 年2.00% ③ 5年超10年以内 : 年2.20% 											
7. ご返済方法	・ 毎月元利均等返済又は毎月元金均等返済											
8. 保証人・担保	・ 不要											
9. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; text-align: center;">全額繰上償還</td> <td style="width: 50%;">当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">5,500円 (課税)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一部繰上償還 (1回あたり)</td> <td>当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資</td> <td style="text-align: center;">繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">3,300円 (課税)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。</p>		全額繰上償還	当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)	上記以外	5,500円 (課税)	一部繰上償還 (1回あたり)	当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)	上記以外	3,300円 (課税)
全額繰上償還	当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)										
	上記以外	5,500円 (課税)										
一部繰上償還 (1回あたり)	当初借入金額100万円以上かつ借入期間10年以上の設備資金で、「期限前償還に関する特約書」を差し入れていただいたご融資	繰上償還元金×0.50% (円未満切捨) (非課税)										
	上記以外	3,300円 (課税)										

《裏面に続く》

<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • お申し込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 • 現在のご融資利率、ご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

